

令和3年度第2回協働支援会議

令和3年4月26日（月）午後2時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、
大野委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、谷口主事

藤井座長 座長を務めさせていただきます藤井です。

それでは、時間になりましたので、第2回の協働支援会議をこれから始めさせていただきますと思います。

皆さんのお手元に、会議次第の資料が送られていますので、それをごらんになりながらということになると思います。

議事の次第に従いまして議事進行をさせていただきます。まず定足数の確認ですが、定足数、過半数を超えているということで会議が成立したと申し上げます。

資料の確認について、事務局のほうでお願いしたいと思います。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料なのですが、まず資料1としてA3の横長です。公開プレゼンテーションについて（最終案）。

続きまして、資料2、令和3年度一般事業助成・プレゼンテーション質問票。こちら2の後ろに参考資料といたしまして、令和元年度の一般事業助成・プレゼンテーションの実際の質問票です。どのような書き方になっていたかなど、ご参考にしていただくためにおつけしております。

以上、こちらの資料、お手元にございますでしょうか。

委員 あります。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 それでは、議事進行いたします。まず、令和3年度一般事業助成対象団体の選考にかかる評価についてです。次第では4つの項目が挙げられていますが、順次進めてまいります。

まず、①の一次評価（書類評価）の通過基準について、ご説明をお願いします。

事務局 では、まず一次評価について確認をさせていただきます。今年度は3団体からの申請がありました。助成申請額の合計は131万7,000円となっています。本日この後、一次評価を行う前の情報共有を行っていただきますが、一次評価については前回の会議でご説明させていただきましたとおり、各委員の点数の合計が総得点の5割以上を通過ラインとしています。

なお、参考としましてこれまでの一次評価、二次評価の通過状況をお知らせいたします。まず、一次評価を通過する団体は、申請された団体のうち平均で7割程度となっております。ちなみに二次評価を経て助成団体として選出したものにつきましては、申請件数の約半分になります。47.8%が助成団体として選出しているという統計がございます。

今回の支援会議の際に、委員の皆様からの評価をもとに、二次評価の対象となる団体を協議していただきたいと考えています。

一次評価の基準については、以上となります。

藤井座長 それでは、今の一次評価（書類評価）の通過基準についての説明がありました。

一次評価の通過基準というのは、総得点の5割以上を通過ラインとしているということでございます。そして、一次評価通過団体の選出までの流れは、今説明されましたが評価、そして会議での協議、そして通過団体を選出するというこういう流れになっているわけですが、以上の一次評価について、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いつものことですが、議事録作成のために、ご発声の前にお名前を言っていただくことをお願いいたします。

いかがでしょうか。今回は3団体ということですので。説明の中で申請、一次評価を通過する団体が、申請された団体のうち大体7割程度だとかいうお話ですが、3団体ということで数が少ないわけで、より吟味することが十分できるかと思うのですが、いかがでしょうか。手続についてはよろしいでしょうか。

それでは、一次評価の通過基準についてはいいということですので、それでは続いて二次評価（公開プレゼンテーション）の実施方法についてご説明をお願いいたします。

事務局 では、続きまして二次評価（公開プレゼンテーション）の実施方法について、事務局からご説明させていただきます。

資料1をごらんください。

こちらの資料についてご説明させていただきます。動画作成に対する団体の負担の大きさ、公平性の担保に関する懸念が、動画作成の仕様により制約を設けることでは解消し切れないとの皆様のご意見を踏まえまして、団体による動画の作成についてはお願いしないことといたしました。

事務局としましては、完全にコロナの終息がない中で代替手段を含めた実施の確実性、団体の負担の軽減、公平性、スケジュール、公開性、区にある機材でできることといった要素のすべてを一定程度担保できる方法を検討してまいりましたが、団体の負担を増やさないこと、要するに、例年どおりの実施方法のレベルで団体様の負担をとどめることを最優先とさせていただくことといたしました。

つきましては、表の項目、開催方法から順にご説明をさせていただきます。

まず、開催方法につきましては、オンラインといたします。検討内容としましては、どのような状況下でも対面での開催ではなく、オンラインといたします。広報新宿の掲載依頼の期限が5月14日のため、本日開催方法を固めさせていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の項目、委員の参加方法についてです。まず①ご自宅などからオンラインを通じてご参加いただきたく思います。4月19日に区役所に来庁せずオンラインでご参加いただけた委員様につきましては、当日もご自宅などからご参加ください。

②万が一ご参加後にトラブルなどでオンラインに入れなくなってしまった場合、プレゼンテーションをご覧いただけない可能性があります。ご質問がありましたら電話でご参加ください。事務局が中継ぎをいたします。ただ、電話は最終手段という形にさせていただきたく、パソコンが使用できない場合は、スマートフォンやタブレットなどで入り直していただくなど、事前に代替手段のご検討をお願いいたします。

③会議の定足数はオンライン及び電話での参加人数で確認いたします。

検討内容ですが、メール、ファックスでの参加が困難な理由といたしまして、区のメールはセキュリティチェックがかかって届かない事象が多々発生しており、また、送信までに5分以上時間がかかることがありますので、今回の状況では使えないと判断いたしました。また、ファックスにつきましても、会場と地域コミュニティ課のフロアが異なりまして、ファックスをとりに行くのに時間がかかるために、即時の確認ができないことから、今回は使用しないことといたします。

続きまして、項目3番目、団体の参加方法についてです。詳細①、区が用意する会場から、区が用意するパソコンにてオンラインで参加していただくあるいは、ご自宅や事務所

からご参加いただきます。

②、参加人数は、従来どおり1団体につき3名までといたします。

③、会場では職員がサポートのため同席いたします。

④、自宅などからの参加の場合で機材トラブルなどにより、プレゼンが中断、あるいは実施できないときは、電話で質疑応答に参加するものといたします。こちらも委員のみなさまの参加方法と同様に電話は最終手段とさせていただきたいと思っております。

検討内容ですが、こちら参加人数は、自宅などからの参加の場合でも区の会場参加方法に合わせて3名までといたします。もし機材トラブル等があっても後日再実施しない理由といたしましては、団体への最終通知が遅れることによりまして、事業計画に影響が出る恐れがあるため、後日改めての実施は困難と判断いたしました。

合わせて日程変更をしない理由についても、募集要項で広くお知らせしています日程です。募集からの公平性を保つために、6月28日にプレゼンテーションを実施するというのは変わらずに実施したいと思えます。

続きまして、プレゼン方法についてです。①、実施方法は例年どおり自由といたします。

②、パワーポイント資料がある場合は、事前にデータをいただき、委員の皆様へ配付資料といたします。

③、パソコンの持ち込みは可といたします。しかし、本庁にはフリーWi-Fiがございませんので、事前に団体様へ周知をいたします。

④、実施中のweb会議システムを含めたパソコンの操作は団体の方にお任せいたします。

⑤、時間は事務局が測定し、画面越しに表示いたします。

検討内容としましては、区のパソコンを使う場合は、プレゼンで使う資料はPDFのみとなりますので、そちらにつきましても団体の方へ周知をいたします。

続きまして、質疑方法についてです。詳細、①、ご質問がある方は挙手をしてください。座長の進行により質疑を進めてまいります。

②、時間は事務局が測定し、画面越しに表示いたします。

③、電話による参加が生じた場合でも、質疑時間は予定どおりといたします。電話による参加の場合のご質問は、中継ぎが煩雑になりますので、簡潔にお願いいたします。団体へも簡潔な回答をお願いしようと思っております。

質疑方法の検討内容なのですが、こちら今回は多くとも3団体となりますので、代表質問ではなく、各委員からの質問といたします。団体の登壇スケジュールをあらかじめ組

みますので、質問内容が延びますと次の団体へ影響し、また公平性が損なわれるため、電話での質疑応答があったとしても時間どおりとさせていただきたいと思います。

続きまして、評価方法についてです。①、評価表を記載していただきましたら、プレゼンテーション当日、6月28日中に事務局へ評価表をメールで送付してください。

②、団体のプレゼンが中断、あるいは実施できない状況などがありましたら、その団体については、配付資料等と質疑応答の内容によって評価をしてください。

続きまして、最終協議方法です。①、いただきました評価表ですが、事務局で取りまとめまして、公開プレゼンテーションの翌日に委員の皆様に取りまとめた内容についてご報告いたします。その上で異議のないことを確認し、区として最終決定をいたします。その結果を団体へ通知いたします。

検討内容としまして当日、例年ですとプレゼンテーションが終わりまして、その場の流れで当日協議を行っていたのですけれども、今回区が使用しているパソコンが、オンライン会議専用のものでして、職員が普段使用しているパソコンと異なるため、web会議システムで資料をお送りいただいたとき、データがその場で開くことができない仕様となっております。集計確認作業を行うにはそのデータを自席のパソコンに移す必要があるのですけれども、自席のパソコンですといろいろ制限がかかっておりましてUSBメモリーなどが使えないのです。なので、また別の端末を介してデータを移す必要がありまして、例年どおりの集計時間では、評価の集計が間に合いそうにないのです。

ですので、こうしたところも考慮いたしまして、当日の協議は見送ることとさせていただきたいと思っております。

では、最後の項目、公開方法についてです。詳細、①、事務局側でweb会議システムの録画機能を使って録画したものを区のホームページ上で配信いたします。配信期間は限定とさせていただきまして、団体の方には事前に説明し、了承を得ていきたいと思っております。

資料1のご説明については以上になります。

藤井座長 今、事務局のほうから資料1に基づいてもう本当に丹念にというか、説明をしてもらったわけですが、まず公開プレゼンテーションの実施方法についてです。幾つかのポイントがあったと思います。まず、最初の説明で説明されましたが、団体の負担を増やさないということを最優先にすると。動画をつくっていただいて、それをプレゼンの内容にするというお話も、議論も前回の会議の中で委員の中からご発声があったわけですが、

検討された結果、今回の案では団体への動画の作成はお願いしないということです。

そして、二つ目は、委員、団体、事務局、すべて web 会議システムを通してのオンライン参加とするということです。

そして、三つ目は、プレゼンは今回申請団体が 3 団体ということで、最大 3 団体になるということです。質疑の方式としては代表質問制をこれまで採用していましたが、プレゼンは最大 3 団体ということですので、個別質問の方式によるということです。

ただ、その際、公平性や、あるいは時間の制約の中から、厳格に予定された時間の進行をするということでした。

四つ目のポイントは、評価表というのは当日に、6 月 28 日中に事務局のほうに各委員からメールを送付していただいて、翌日事務局が取りまとめた結果を各委員に報告し、その点で内容について確認し、異議がない場合、助成団体が選出されると。この際、当日協議ができないというのは、今詳しくご説明がありましたように、その機器であったり、制約からこれは、当日協議はできないということでした。

5 点目です。公開ということについてですが、団体への事前の了承を得た上で、web 会議システムで録画したものをホームページ上に期間を設定して配信するということです。

ちょっと長くなりましたがポイントを整理、ご意見、質問がございましたら質疑をよろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。ご発声の前にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。では、僕から。本当に細かいことで申し訳ないのですが、web 会議システムで質問すると個別質問のときに挙手するということでしたが、web 会議システムで「手を挙げる」という機能がありますけれども、これはもう実際に手を挙げてもらうと。人数が少ないですから、そのほうがわかりやすいですから、それでよろしいでしょうね。そのとき確認いたします。

事務局 web 会議システムの機能として「手を挙げる」というのはあったとは思いますが、すけれども、スタンプみたいなものでわかりにくいところがあるかと思しますので、できたらどなたが発言されたいのかというのが、大きく手を挙げていただいたほうがわかりやすいのかなというふうに考えております。

藤井座長 それと、そもそものことなのですが、機器トラブルについての可能性なのです。特に発表される、プレゼンされる団体の方のサイドのほうで、会場に来ていただくのではなくて、それぞれの団体の事務所であったり、自宅でされる場合、なかなか万全を期してもトラブルが起こった場合どう対応するかということですが、今のご説明では電話対

応ということなのですが、その電話対応の具体的なイメージが少しわきづらいのです。委員の側の危機トラブルについての電話対応というのも、どういうことを、進め方を想定されているのか、ご説明いただければと思います。

事務局 どちらの方向であっても事務局がおります会場につながらなくなった方からお電話をいただきまして、事務局がそのかたわらでホストの端末として web 会議システムの状況を確認していますので、そこで皆様のご発言を電話越しに団体に伝える。団体からいただいた回答を、またこちらから皆さんにお答えするというような、かなりアナログな感じなのですけれども、一番タイムラグが少ないやり方かなというふうに思い、こちらの方法を最終手段ということで書かせていただきました。

藤井座長 いかがでしょうか、皆さん。

平野さん、お願いします。

平野委員 平野でございます。先生おっしゃったようにちょうど私ども土曜日、助成事業の審査をしているときに、1 団体が web 会議システムの不都合が生じまして、相手が沖縄だったのです。そのときにやったのは動画というか、パワーポイントが再生できないということで、事前にいただいているので、それでそれをこま送りで私どもがさせていただいて、相手の方の携帯がなぜかうまくいなくて、固定電話でそれを説明しながらという話があったのです。

ですので、今回もし可能ならば事前にパワーポイントがあって、もし不都合が生じているならば、事務局が映してあげてもいいのかなと思ったもので、これはちょっとご検討くださいというところでございます。

以上ですが、よろしくをお願いします。

藤井座長 いかがでしょうか。あらかじめ団体にご用意いただいたパワーポイント資料を流しながら電話で説明してもらおうということですが。

事務局 事前にパワーポイント等のものがありましたら、まず資料でお送りしまして、もしそういった場合にパワーポイントで流すということは、可能は可能かと思うのですけれども、何分先ほど申し上げたように、区のパソコンでは表示されません。なので、PDF を画面共有させていただくという形で行くようなものになります。

かつ、画面の共有というところの前、私が実験しましたところ、こちらの動きに合わせて皆さんもごらんいただけるような形なので、ご自身が見たいところが見られるというものでもありません。そういったところの不都合があるかとは思うのですけれども、もし PD

F化できるようで、こちらで可能な限りのことは対応させていただければとは考えております。

平野委員 ありがとうございます。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、今のと同じようなのですけれども、プレゼンの方法でこの2番のところにパワーポイント等がある場合は、委員への配付資料と。この配付資料が今までみたいであれば内容はわかる。だけど、不測の事態に備えて、なるべくでしたらこういう、想定されるパワーポイント等資料をもらっておくのがいいのではないかなと思うけれども。

以上です。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 トラブル、事故というのは本当に想定外、不可欠な状況の中で起こるのですけれども、あらかじめそれに対する対応というのをマニュアルで用意するというのも、それを越えた事態が起こったときに混乱しては、今説明がありましたように後日実施はしないと、日程変更もしないということですので、想定し得る限り想定しつつ、今、伊藤委員からお話がありましたようにハンドアウトの資料をあらかじめ用意して、それを準備しておくという事はいかがでしょうか。そういうことは十分お考えいただいているかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 事務局のほうから団体へのプレゼンのご案内をするタイミングがありますので、そこでも事前にトラブルもあり得るところで、いろんな方法を検討していただくと同時に、なるべく何か資料として委員の皆様のお手元にも配れるようなものをいただけるようお願いしたいと思います。

藤井座長 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、松井さん。

松井委員 松井でございます。質問です。団体の入退室の時間等の設定は、多分これから決めるのかもしれないのですけれども、初めからいらしているのか、あるいは時間を指定してもう入ってもらって、出してもらうのか、教えていただいてもよろしいですか。

事務局 今検討していますのは、まず区の用意する会場にご来場いただくようであれば、一応タイムスケジュールを組みまして、例年だと団体と団体の間は実は1分しかとっていなかったのです。いろんな準備とかもございますし、この会場ではない別のところから参

加されるようなことも想定されるので、もう少し時間をとった上で、会場にいらっしゃれる方の場合でしたら、一応ひろめの会場をとりますので、早目に来ていただくことは可能ではあるのですが、念のためなるべくならお時間に合うように来ていただければと思います。

とはいってもほかの団体さんを見るのもすごくいい刺激になるかとも思いますので、そのあたりは団体さんが3人ずつでいらっしゃって最大3団体といったところで行きますと、全員こちらにお集まりいただいても、密が回避できるような状態と考えております。

松井委員 ありがとうございます。そうしますと、続きの質問なのですが、事務所とかご自宅から配信の場合には、初めから最後まで入室なさっているという、そういうイメージでしょうか。

事務局 本当でしたらこのミーティングルームを別にしたほうが、どなたが団体の方で、どなたが委員さんでというのがわかりやすいかなというのはあったのですが、やはり、もう公開性というところで、もともと見られる方は見ていただいていたほうがよろしいかとも思いますので、このミーティングルームは一つにして、ごらんになりたい方の場合は、例えばビデオと音声はミュートにした状態で、わかりやすい形でごらんいただくとか、そういったことをお願いできたらなと考えております。これについては、まだ検討段階というところにはなりません。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか、プレゼンテーションの実施方法についてです。

ここまでよろしいようでしたら、引き続きですが、実施方法についてご説明いただけますでしょうか。

事務局 それではプレゼンテーションの実施時間についてご説明いたします。令和元年度は、4団体に対しまして発表時間が10分、委員の皆様からの質問が10分で実施いたしました。これまでの会議の中で質問時間をなるべく多くとりたいとのご意見があり、質問時間などについては年々拡大している状況でございます。本日は今年度のプレゼンテーションの1団体についての発表時間について確認させていただきたいと思います。

先ほどもお話にありましたが、今年度申請団体は3団体です。令和元年度のプレゼンテーションであります発表10分、質問10分ですと、余裕を持って3団体すべてのプレゼンテーションが可能となります。

団体にかかる負担を例年どおりの実施方法のレベルにとどめるという意味では、事務局

としましては、令和元年度と同等の時間が確保できれば、その時間で実施させていただきたいと考えております。

続きまして、二次評価の際の基準となる得点率につきましても本日確認させてください。こちら一次評価と同様に、令和元年度2月に開催した協働支援会議にて、協働事業助成とともに通過基準を変更しております。変更内容としましては、二次評価における各委員の点数の合計が、総得点の6割以上としていたところを、今回は一次評価及び二次評価の合計点の6割以上としております。こちら評価基準が変更となっておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

二次評価の実施方法については以上になります。

藤井座長 二次評価の実施方法についての説明をいただいたわけですが、ポイントは1団体当たりのプレゼン質問時間というのは、今回オンラインでやるわけですが例年どおりと。つまりプレゼンが10分で質問10分。そして、もう一つのポイントは、その二次評価の通過基準についてですが、これも変更されたということです。二次評価における得点率が総得点の6割以上としていたのを、一次評価及び二次評価の合計点の6割以上というふうになったということです。

もう一度変更内容としては、二次評価における各委員の点数の合計が、総得点の6割以上というふうになっていたのが、一次評価及び二次評価の合計点の6割以上になったということです。

いかがでしょうか、今の説明についての質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

竹井委員。

竹井委員 竹井です。事務局に対して質問なのですが、この後でもしかしたら話されるかもしれないのですが、例年は各委員が採点したものを回収して、その後どうだったかと、会場のほうでいろいろお話があったと思いますが、今回はその形式を何かメールか何かで、別のチャットルームか何かを用意して、そこで皆さんが待機して、何かいろいろやられるようなイメージなのでしょうか。ちょっとイメージがつかないので、そこを教えていただけないでしょうか。お願いします。

藤井座長 説明をお願いします。

事務局 今回は、先ほどの公開プレゼンテーションについてというところでお話しさせていただきましたように、最終協議を当日中に行うことができません。かつ、前に皆さん

にご協議いただいた際に、確実に明確な通過基準というものを設けましょうというお話になりましたので、例年のようにこのボーダーラインのあたりをどうするかといった協議が発生しないものと思われま

です。ですので、今回皆様に公開プレゼンテーションの当日中にいただきました評価表をこちらのほうで集計いたしまして、その結果を皆様にご連絡させていただいて、そちらにご異議がないことを確認した上で、最終的に決定をさせていただきたいと考えております。

竹井委員 はい、わかりました。それは当日行われるのでしょうか。

事務局 評価表につきましては当日中にお願いいたします。ただ、こちらの集計が間に合わない関係で、翌日ご連絡させていただきます。

竹井委員 わかりました。どうもありがとうございます。

事務局 よろしく申し上げます。

藤井座長 今、竹井委員からご質問がありましたが、ほかにいかがでしょうか。

二次評価についてはご説明を今いただいたとおり。伊藤委員、何かありますか。

伊藤委員 ないです。

藤井座長 平野委員。

平野委員 教えていただきたいのですが、一次、二次足したところで6割ということが合格ラインということならば、一次が例えば4割でも二次が8割行ってしまう方がいいということで、つまり一次の足切りはないという理解でよろしいでしょうか。

藤井座長 いかがでしょうか。

事務局 一次はまず5割のところまで切らせていただきます。以前の皆様のご協議の中ではこういった書類を書くのが得意な団体、プレゼンのほうが得意な団体、そういったものをいろいろ総合的に見てあげましょうというお話があったかと思えます。そのため、一次評価は一次評価でいたしまして、5割を通過基準として、それを超えた団体のみ二次の公開プレゼンテーションに進んでいただき、二次の評価結果を出すに当たって、一次の結果も加味するというふうに評価いたします。

藤井座長 5割以上という一次の通過ラインは動かさないわけですね。

事務局 はい。

藤井座長 それを通過した団体、二次評価にかかったところで改めて評価を総得点で、一次評価と二次評価の総得点をつけて、それで順番づけがされると、そういうことになるのだらうと思えます。

平野委員、いかがでしょうか。

平野委員 ありがとうございます。そうすると迷う部分が、一次では5割行かない団体はないからいいとして、例えば最終的な助成団体が1団体だけでもいいみたいな判断というのはあるのですか。つまり3団体のうち1団体しか受からないことがあったとしても、それは別に新宿区としては構わないということなのですね。それで差し支えないということですね。

事務局 そうですね。そちらは公平性のところで、皆さんに評価していただくものになりますので、皆さんの評価を合わせたときに、どうしてもそういった結果ということであれば、それは結果として新宿区としてはその内容を受けとめて、こちらのほうで最終的に判断をさせていただくことになります。

平野委員 はい、ありがとうございました。

藤井座長 いかがでしょうか。関口委員。

関口委員 今の話に、余談なのですが、かつて採択ゼロということもありましたので、忌憚ない評価をしていただければいいのではないのでしょうか。

藤井座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、先ほどからちょっと言っていますが、質問方法について説明をお願いしたいと思います。

事務局 では、議事の3番目です。二次評価（公開プレゼンテーション）の質問方法についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

資料2ですが、各委員の質問については、これまで代表質問者を決めて、各委員が提出した質問票を参考に質問を行っていましたが、先ほどのプレゼンテーションの実施方法のところで、今年度については各委員の個別質問制とすることにご同意いただきましたので、こちらの方法で質疑を行いたいと思います。

ごらんいただいております資料2が、質問票の様式になります。以前一次評価をする際にも質問は生じてくるのご意見がありましたため、こちらの様式については本日会議が終わりましたら、メールで委員の皆様へ送付させていただきます。

こちらの質問票は5月30日、日曜日までに団体ごとの質問を記入していただき、メールにてご送付ください。事務局のほうで質問を取りまとめまして、6月7日月曜日までに委員の皆様へ事務局のほうから取りまとめた内容を改めてメールで送付させていただきます。

す。

なお、団体ごとに質問を取りまとめた質問票が、資料2の2枚目になります。こちらが令和元年度、こちらは取りまとめた質問票を参考に、代表質問者が質問していただくという方法をとっておりました。ただし、今年度申請団体は3団体となっておりますので、繰り返しにはなりますが、今年度は代表質問制ではなく、各委員からの個別質問制とさせていただきますと考えております。

事務局からは以上です。

藤井座長 それでは、公開プレゼンテーション、二次評価の質問方法について、今説明があったわけですが、改めての確認ですが、先ほどご承認いただきましたが、質疑については代表質問制ではなくて個別質問でやると。今回最大3団体だということでした。

質問票については、これは一次評価においても質問があるということで、今日送っていただく。このフォーマットを送っていただくということです。過年度の質問事項についてのこういうことが出たということについてのサンプルを示していただいております。

これについてご質問、ご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。それぞれの質問、過年度の質問票についてです。内容、こうして挙げていただいているのでわかりやすいかと思えます。よろしいですか。

それでは、続いて第4番目の議事です。これは結構時間をかけてと思っておりますが、一次評価（書類評価）に当たっての事前協議についてです。それでは、事務局のほうからこの事前協議のねらいと内容について、概要をご説明ください。

事務局 では、議事4番目です。一次評価（書類評価）に当たっての事前協議についてになります。事前に皆様のほうに紫色のファイルの令和3年度一般事業助成申請書です。こちらをお送りさせていただきましたので、こちらを合わせてごらんいただきながらご説明になります。

まず、申請資料について1点補足をさせていただきます。一般事業計画書の②に地域課題・社会的課題という欄がありまして、こちらにつきまして各団体、数値のデータを上げていただいているのですが、その出典を明示されている団体につきましては、区の発行物を上げているものに関しましては、事務局のほうで記載されているデータの出典が、内容が正しいものかというのをきちんと事前に確認はしております。

それでは、書類評価に当たって申請団体や事業内容の共通理解を深めるため、委員の皆様にご意見交換を行っていただきます。本日の事前協議は一次評価であります書類評価を行

うに当たって、確認が必要な事項や疑問点等を共有していただくことを想定しています。事業や団体の評価を行っていただく場ではありませんのでご注意ください。掘り下げた質問につきましては、二次評価でしていただくこととなりますので、その点もご注意いただき、本日は一次評価に当たり最低限必要な事項を確認していただくイメージをお願いいたします。

なお、前回の支援会議でも申し上げたのですが、今年度は郵送申請も可能にしたことから、補正の時間を十分にとることができないものもありましたので、公平性を保つためにも必要最低限の補正をお願いいたしました。そのため例年と比べまして、申請団体とコミュニケーションをとる機会が少なく、本日の事前協議の中で出た疑問に対しまして、事務局としてお答えできないものも多々あるかと思えます。そういった場合には、いただいた質問を事務局にて団体ごとに取りまとめの上、団体へ向けて質問票を送付いたします。団体からの回答については、5月10日月曜日に委員の皆様にはメールにて送付いたします。

本日の事前協議や団体からの回答も踏まえまして、委員の皆様には書類評価を行っていただき、記入していただいた評価表につきましては5月16日、日曜日必着で事務局へメールにて送付してください。集計した評価を5月18日火曜日の支援会議で事務局からご提示させていただきます。

評価表の様式のデータにつきましても、本日会議が終わりましたら委員の皆様にはメールをさせていただきます。様式は前回、1回目の支援会議で書面にてお渡ししてありますが、AからEのアルファベットで5段階の評価をつけていただきます。各団体について評価基準ごとに評価表を記入していただきまして、事務局のほうで点数変換をして委員の皆様のご合計点を集計させていただきます。

事務局からは以上になります。

藤井座長 それでは、一次評価です。書類評価に当たってのこれから事前協議をいたします。先日事務局のほうから送っていただいたこの紫のファイルです。令和3年度一般事業助成申請書の束ですが、3団体の申請書がそろえられているのですが、今日のこの事前協議というのは今説明がありましたように、今回のこの事前協議を踏まえて、各委員には書類評価を行っていただくということになります。

書類評価につきましては、評価表を5月16日に必着ということで事務局にメールでご送付いただくと。その各委員からいただいた評価を集計して、5月18日の第3回の支援会議で提示されるということです。

今日のこの事前協議では、先ほども事務局の説明の中で話がありましたが、評価そのものをここではするということではないと思います。そういう先入主観がそれぞれ委員にハレーションを起こしてもいけませんので、あくまでも今日はここでは最低限必要な事項で、評価に当たっての、あるいは疑問点ですが、それを事務局に対してご質問いただいて、確認をしていただくと、そういう機会とさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ、もうここからは自由討議ではないです。もちろん手を挙げていただいて自由にご発言いただいて、質問していただければと思います。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 伊藤ですけれども、とりあえず順序はバラバラだけれども、まず49ページの上のほうです、②の下から3行目。「危機管理課によれば、外国人の防災意識向上に対する啓蒙活動についてはなかなか進まないという状況が聞かれております」と書いてあるのだけれども、これが事実とすればなぜ進まないのか、危機管理課のほうに確認していただき、それで16日までに送っていただきたいです。事実であると思いますけれども、どうなのだろう。

藤井座長 これについてはいかがですか。

伊藤委員 今ではなくていいですよ、別に。こういうレビューがされているもので、この部分を抜き書きしてもらえば、それで何が問題になっているのか、進まない理由が何なのか、そこら辺をレビューしていただければ結構なのです。

藤井座長 よろしいですか、49ページです。申請番号2番の団体ですね。49ページ②の上のところの枠の下から3行目のところです。危機管理課によれば、外国人の防災意識向上に対する啓蒙活動についてはなかなか進まないという状況が聞かれておる。申請団体のようなNGO、NPOに期待がかけられている。その啓蒙活動について、なかなか進まないという状況というのが書かれているけれども、この事実確認と、進んでいないその理由について、危機管理課のほうに確認をして回答をいただきたいと、こういうことですか、伊藤委員。

伊藤委員 そうです。問題点が出て、その解決策や何かが考えられていると思うので、そこら辺を知りたいと。そうすると、その次の書いてある申請団体のようなNGOやNPOに期待がかけられていると、ここが通じるので。

事務局 こちら、ひとまずは団体が危機管理課に聞いた話なのかどうかというところも事実確認が、あると思いますので、そのあたり確認いたします。

伊藤委員 そう、事実なのかどうか、本当に進まないの？ 何か進んでいるよというのなら事実が違ってきちゃうじゃない。

事務局 そうですね。なので、それは団体にまず事実確認もした上で、内容についてこちらでももう一度確認するようにいたします。

伊藤委員 それだけです。

藤井座長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。

松井さん、お願いします。

松井委員 松井です。申請番号1番の団体の41ページなのですが、こちらの上から3個目の活動項目。こちらが介護日本語教室運営というのが、多分この今回の申請に当たりまして出してくださっているものではないかと読んだのですけれども、委託費用の50万掛ける2カ所というふうになっているのです。右側の実施の期間、時間が4月から6月と7月から12月になっていて、こちらに申請しているのは7月から12月。4月から6月にどこかに申請しているものなのか、それとも何か同じようなものをやるのかというところが、ちょっと知りたかったのでお聞きしました。

以上です。

藤井座長 申請番号1番の団体の申請書の41ページの事業計画書のこの表ですが、上から活動項目三つ目のところ。一番上の外国人人材管理・研修事業のところの活動項目三つ目の介護日本語教室運営のところ、実施期間が4月から6月、7月から12月になっているのですが、この委託費用、委託事業について、7月から12月に実施するということですが、その前の4月から6月のこの実施との関連はどうなっているのかということですが、松井さん、今の読みかえでよろしいですか。

松井委員 ありがとうございます。多分計画書なので、計画だからなのかとは思いますが、二つの団体に同じような内容でお願いしているものなのかということを知っておいたほうがいいのかどうかというのも、ちょっとわからなかったのですが、その点でお聞きしました。

以上です。

藤井座長 松井委員、ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局 事務局では、そちら確認がとれていないので、質問票という形で団体さんのほうに投げかけさせていただきます。

松井委員 よろしくお願いたします。

藤井座長 松井委員の質問内容については把握されました？

事務局 はい、大丈夫です。

藤井座長 はい、ほか、どうぞご質問。

平野委員。

平野委員 平野です。松井さんと同じく申請番号1番の団体が使われているデータで、ページナンバーは2ページです。2ページの2、②地域的課題・社会的課題でこれ、※の1ということで介護の人材不足ということを上げられていて、これの参照データということで、5ページで新宿区ホームページよりと書いてあるのです。

その次で、そもそもの話で、これはこの団体というか、多分新宿区に対しての質問なのですが、外国の方に対する介護の受け入れをそもそも新宿区は考えているのか。受け入れる気があるのか。それ自体は、この事業はそもそもやる必要があるのかの話が出て来ると思いますので、新宿区の考え方を伺いたいということです。

以上でございます。

藤井座長 今、申請番号1番の団体の申請書の2ページの一般事業計画書の一番下の欄です。今のご質問ですが把握されましたか、事務局のほうで、お答えいただけますか。そもそもの話です、新宿区としては現状どうなのか。

事務局 こちらは確認させていただいてよろしいですか。

藤井座長 これはまず区の担当課のところに確認をいただくということになるのですね。

事務局 そうですね。この地域コミュニティ課ではない別の部署の担当領域というところになりますので、そちらのほうは専門のほうに確認させていただきたいと思います。

藤井座長 よろしいでしょうか、平野さん、よろしいですか、今うなずいていただいた。

平野委員 ありがとうございます。もしこういう事業を推進するならば、それを後押しするようなものがあるのかどうかによって、そのリスクは法人が負うのか、あるいは手を挙げたその個人が負うのかということも多分出て来ると思うのです。そこら辺をどのような腹づもりがあってこの話を新宿区が進めていくことによって、この事業のとらえ方がまるで変わりますので、ちょっと背景を教えていただけるといいなと思いました。

以上でございます。

藤井座長 よろしいですか、事務局のほうでいかがですか。

事務局 はい、確認いたします。

藤井座長 では、関口委員、お願いします。

関口委員 今回の点について、確認は私もさせていただいていいと思うのですが、平野さんの言いぶりだと新宿区の事業としてどうかというふうに聞こえてしまうのですが、これはあくまでNPOが実施する事業の助成の話で、別に新宿区としてどういう方針かというのは、あくまで参考材料の一つであり、基本的にはしかも一般助成ですので、協働助成ではなくて。基本的にはNPO側がこれこれこういう理由で必要だと思いますというのを極力尊重する立場で評価してあげないと、別に新宿区の方針がどうかというところをそこまで拘束されなくても私はいいと思っているのですが。

藤井座長 平野委員、どうぞ。

平野委員 平野です。今の関口さんのお話もそうなのですが、これは新宿区の事業ですので、考え方を伺いました。

関口委員 だから、そこが違って新宿区の事業ではないのです。

平野委員 それは考え方の違いです。

藤井座長 平野さん、どうぞ。

平野委員 私が思うには、このような事業を市民参画で事業を進めていくとなると、やはりそれは一般助成だとしても、行政のその方向性とこの事業というのがうまくリンクしていったほうが、事業の相乗効果というのがあると思うのです。

そういう面ではこの事業に対してどのような立つ位置でいるのか。それともそうではなくて、これはワンプロジェクトだから、それはその事業内容の、あるいはそれを質で見るのだというふうに考えていくのか、あるいは費用対効果で見て行くのかというのがあるのですが、できるならば行政がやられる助成事業ならば、その助成事業に対して行政がどのように考えていくのかの立ち位置が、やっぱりあったほうが私はいいのではないかと思います。

以上です。

藤井座長 関口さん、いかがですか。

関口委員 だから、あえて新宿区は一般助成と協働助成という形で二つの事業助成形態を分けているので、協働助成のほうは、今年はお休みで、公民連携のほうに吸収されるということなのですが、そのあえて分けているところで、ここはもちろん私も協働は一般助成であっても必要だとは思いますが、それを過度に求めてしまうと、その結果としてその芽を摘んでしまうことにもなりかねないので、そこをちょっとご注意くださいければと思います。

藤井座長 山田部長、お願いします。

山田委員 山田です。今の点なのですけれども、一般論として介護人材が不足しているというところは、これは世の中一般に言われているところだと思います。それでそういう中で新宿区の介護人材の不足の状況がどうなのかだとか、あるいはそれに対して行政としてどういうふうにとらえているのか。そうしたところを事務局のほうから一定の福祉部門のほうにリサーチのほうをさせていただいて、そういう中で当該団体は地域課題・社会的課題の解決のために、介護施設に就労する外国人の日本語学習が必要ではないかというふうにとらえているみたいなので、その辺のところはどのぐらい不足しているのかとか、あるいは実際に区内の福祉人材としてそういうような人たちが働いている状況にあるのか、どうなのかだとか、その辺の状況だけちょっとリサーチさせて、報告をさせていただくということではいかがでしょうか。

藤井座長 平野委員。

平野委員 ありがとうございます、よろしく願いいたします。平野です。

藤井座長 事務局のほうはいかがですか。

地域コミュニティ課長 調べて情報提供させていただきます。

事務局 また確認して、ご報告させていただきます。

藤井座長 新宿区のいわゆる一般、この当該の課題についての一般的な状況です。現状についての担当課の把握している現状についてのインフォメーションを与えていただくと、こういうことでお願いしたいと思います。

よろしいですか、これで。先ほど関口委員がおっしゃった、これは協働事業ではないので、具体的な問題についての協働の必要とかということについての情報を、所見を聞かせてくださいということではありませんので、一般的なことということで理解しています。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。今申請番号1番の団体の申請書、申請番号2番の団体の申請書についてご質問というか、ご確認の質問があったわけですが。

則竹委員、今回こういう会議にご参加いただいて、申請書をごらんになって何かご質問やご確認されたいという事項がございますか。

則竹委員 則竹です。申請書の内容そのものは、そんなに疑問点というのはないのですけれども、ちょっと気になっているところとしては、申請番号3番の団体です。雇用助成というか、職業あっせん的な色彩のあるような団体さんなのですけれども、定款なんかを

見ると、何か人材の、いわゆる人材派遣とか許認可に関わるような事業というところをされているのかどうかということで、コンプライアンス上どうなのかなというところがあるのかなという気がして。ここには職業マニュアルの開発ですとか雇用機会を拡大を支援する活動とありますけれども、何かいわゆる人材派遣業とかということと抵触とかというのがあるのか、どうなのか。

そこまで踏み込んだ活動を今回の助成の活動の対象にされているのか、ちょっと読み取るところが、この申請書の中ではそこまでは行かないのかなとは思ったのですが、そういう職業マッチング的なことも出ておりますので、そういった背景といいますか、許認可の関係等について、確認できたら事前にさせていただければなというふうに思った次第です。

以上でございます。

藤井座長 申請番号3番の団体の申請、90ページ以降ですか。定款があるのですが、この団体の既存の事業が、その許認可にかかる事業が既存の事業で既にされているのかどうかということでしょうか。今回の基金助成との関係で制度的な葛藤というか、抵触というか、そういうコンプライアンス上の問題はないですかという。

則竹委員 そうです。許認可がされているということであればもちろん問題はない。要するに、そういった許認可をお持ちでないのであれば、それに抵触する活動が今回の支援事業の中に入っているとすれば、少しまずいのかなという気がしたので、確認が必要ではないかなということだったのです。

藤井座長 確認したいということですね。そういう事項について確認したいとのことですので、それ自体がコンプライアンス上の問題ですので、その点を確認させてくださいということ、確認してほしいということ、この点いかがですか。

事務局 資料で言いますと何ページあたりの記載から読み取れるものでしょうか。

藤井座長 則竹委員、よろしいですか。

則竹委員 則竹です。ここの申請書の84ページに様式1がございますけれども、ちょっとここにはそういったことは直接出て来ないのでございますけれども、資料の場所が確認できないのですけれども、何か職業マッチングとかというところが出ていたような気がしたので、先に質問をしたのですが、ちょっと確認をいたします。わかったらまたご回答いたします。

藤井座長 ありがとうございます。もし具体的に今、事務局のほうからも言われました

けれども、後で結構ですので則竹委員、はっきりありましたら、それを事務局のほうにメールでも示していただいて、回答することができるかどうか。それはまたやりとりしていただきたいと思います。

ほか、部長、お願いします。

山田委員 今の点なのですけれども、資料の90ページに定款が出ています。こちらの定款の4条の4号のところですか。職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動ということが記載をされていまして、基本的にはこれ、都道府県知事に対して、この定款で特定非営利活動法人として活動していきますという申請をして、認められているということのまず前提でよろしいのかなというふうに思うのですけれども、その上で具体的に今回の補助金の申請内容で、84ページの記載の進路相談会であり、あるいは学習サポートのオンラインの併用。こういうことを補助対象として申請をしていきたいと。

一般論的には、認可なり認証なりをされている定款の中で団体として活動していくことが認められていて、その上で直接今回の補助対象ということは、この4条の4号に該当するものではないというようなところでの提案なのかなというふうに、そんな感じかなと思っているのですけれども、事務局のほうで確認をするとすれば、この4条の4号に基づく活動として、この補助申請にとらわれず、当該団体が日ごろからどういう活動をしているのかというような、そういうような確認は事務局として、していくことができるのかなというふうに考えますけれども、そうした内容を事務局のほうで確認をさせていただくというのでいかがでしょうか。

藤井座長 則竹委員、いかがですか、今、山田部長のほうから説明がありましたけれども。

則竹委員 則竹です。承知しました。就業と就学と、その辺がごっちゃになっていたのかもしれないので申し訳ございません。その辺が定款のほうにも書かれていることが、特に営利を目的とした職業あっせんとかではないと思いますので、その点で言えば法的には問題ないのかなという気もいたしました。

藤井座長 今回は、先ほども申し上げていますこの事前協議では、その活動の評価に関わることについての次回の5月18日の支援会議の一般事業助成の書類選考のときに議論がされると思いますので、そのほか確認されたい事項がありましたら。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 伊藤ですけれども、申請番号1番の団体の3ページ目。このページの下の段

のほうで、「しかし」以降です。基準では、日本語能力ということを行っているのです。レベルがN3だとかN4、N2とあるのですけれども、今回この目指すところ。日本語の勉強、介護の勉強、これには本当にこの団体さんというのは、どのレベルの日本語能力があればいいのかと考えているのか、そこだけを知りたいのですが。

結構高度なことをやってもついていけなかったりするし、あまりやさしいと今度は表に行ったときにお役に立っていないということになってしまうから、どのレベルを目指しているのかだけ聞いておいてほしい。

事務局 これは最終的な目標ということですか。

伊藤委員 そうです。

事務局 その受講された方々が、最終的にどこまでたどり着けることを目標とするかみたいところでよろしいですか。

伊藤委員 そう、2なら2でもいいし、3なら3でもいいのです。この2行で3を目指しているのですとか。

事務局 団体さんのこの計画書ですと、来た方々の層によってレベル別にできるようであれば、そのように事業を進めていきたいという話は伺ってはいたのですけれども、ただ最終的な目標までは確認できておりません。

伊藤委員 そこに書いてあるので初級、中級、上級と書いてあるけれども、そういうふうに分けると書いてあるのだけれども、最終的に目指すものはどういったものなのか。

初級の人はN3を目指すとか、あるいは中級の人はN2を目指すとかという多分そういう基準を持っていると思うのだけれども、そうしないと事業としては成立するのが難しいような気がする。

藤井座長 よろしいですか。お願いします。事業目標ですね、具体的な。

伊藤委員 そうですね。

藤井座長 明示してほしいということです。ほかに何かご質問、ご確認されたい点はございますでしょうか。

関口委員、お願いします。

関口委員 関口です。申請番号3番の団体なのですけれども、計算書類については私、この団体多分三度目ぐらいの申請だと思うのですけれども。事業費管理費の件とか入れて法人会計基準に基づいた会計書類というのになつたので、そこはようやく直ったかという、そうなののですけれども。

ここの基金、協働推進基金の前に新宿区さんの子ども未来応援基金さんでしたか。何か別のほうの助成金を受けられているということだったと思うのですが、これはあくまで参考なのですけれども、一応ネガティブチェックというところを兼ねて、そちらのほうは特に問題なく助成事業を完遂されたのかなということ。

考えたくないですけれども、何か事情があって、そちらのほうではなくてこちらに切りかえられたということであれば、あまり助成金を渡り歩くというのは、正直あまり好ましいことではないので、同じ新宿区内でも同じ事業で去年はそっちで出して、今度はこっちで出してということだと、事実上抜け穴を突かれる形で、同じ事業なのに継続的な助成金が新宿区から出てしまうということになりかねないものですから、昨年度採択された子どものほうの事業内容と、あと執行状況を確認していただきたいです。これは、子ども家庭部のほうになってしまうとは思いますが、参考として教えていただけると助かります。

事務局 子ども未来基金の担当に確認をさせていただきまして、情報提供という形で皆さんにお知らせさせていただきます。

藤井座長 これはとても大切なことです。

ほかはいかがでしょうか、お気づきの点、ご確認されたい点がございましたらどうぞ。

平野さん。

平野委員 後学までに教えていただきたいのですけれども、私が新宿区に住んでいないのでよくわからないのですけれども、申請番号2番の団体の方たちのトーンから出て来るこの防災だとかの災害の際に外国人に対する云々という問題があるのだみたいなことが書いてあって、これは例えば、私は大久保のほうにご縁があって、ごみ捨てだとか各地の表示板は、韓国だとかハンブルグだとか中国語で書いてあったりするのですけれども、この防災のサインというのもこういう外国人に対して新宿区というのは、そういうサイン計画などは採用しているのですか。もう一般的な話で、個別事象ではなくて結構なのですけれども、ちょっと情報を教えてください。

藤井座長 事務局で把握されていたらどうぞお願いします。

藤井座長 山田委員、お願いします。

山田委員 事務局兼部長の山田でございます。それで町中のサインというところで行きますと、いつとき避難所ですとか、広域避難場所とか、どこに逃げてくださいということなのですけれども、基本的に確か多言語表記に。少なくとも日本語、英語の表記にはたしかになっていたかと思えます。それと合わせて基本的に最低4言語で対応しているところが

ありまして、防災について例えば動画投稿サイト、動画で上がっていたりとか、あるいはいろんな紙媒体のパンフレットなんかも含めて用意しているものがありまして、それは日本語のルビつき、あと英語、中国語、ハングル。最低四つのほうは用意していると、そんな状況でございます。

以上です。

平野委員 ありがとうございます。

藤井座長 よろしいですか。

平野委員 はい。

藤井座長 いかがでしょう、ほかに。例えば今回のこの確認を通して、例えば来年度に向けての改善事項とか、そういうご意見も場合によってはあるかもしれないですが、それについては別途機会を設けてご協議をしていただく場を設けるということですので、本日は事前協議を優先してということですよ。

もしなければ45分ぐらいもうこの事前協議について時間を割いて議論をしていただいているわけですが、よろしければ次回です。5月18日の会議までに皆さんからこの協議を踏まえて、また団体からの回答も踏まえて書類評価を行っていただくということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今申し上げましたが今回、今日の事前協議を踏まえて書類評価をお願いしたいと思います。

ほかに何か事務局のほうで書類評価に当たって重ねて確認したり、委員に通知をすることは何かございますか。

事務局 では、最後にもう一度、評価における流れを確認させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

藤井座長 はい、お願いします。

事務局 本日会議が終わりましたら、一次評価の評価表と二次評価の質問票、2種類のデータをメールにて委員の皆様へ送付させていただきます。一次評価の評価表につきましては、今行っていただきました事前協議ですとか、団体からの回答も踏まえた上で評価を行っていただきまして、記入していただいたものを5月16日の日曜日までに事務局へメールで送付してください。

それをもとにして5月18日火曜日の支援会議にて、一次評価の通過団体について協議させていただければと思います。

また、二次評価の質問票につきましては、こちらは期限が5月30日の日曜日までに事

事務局のほうに送付してください。いただいた質問票を事務局にて取りまとめまして、6月7日月曜日までに取りまとめたものを委員の皆様へメールで送付させていただきます。

そうしたものをもとにしまして、6月28日月曜日のプレゼンテーションにご参加いただくという流れとなっております。やりとりが非常に煩雑となっておりますが、わかりづらいところがありましたら、事務局のほうにもお問い合わせいただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

藤井座長 以上のとおりです。その他の議事の事項は、事務局のほうで用意されたものがありますか。

事務局 特にございません。

藤井座長 ないですか。

事務局 はい。

藤井座長 それでは、本日の第2回の支援会議はこれで閉会としたいと思います。いかがでしょうか。委員の皆さんのほうから何かございましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、次回開催についてのアナウンスをお願いいたします。

事務局 ご案内いたします。もともと第3回協働支援会議ということでこちらあさって、4月28日水曜日、書面会議というものを設定しておりましたが、前回申し上げましたとおりスケジュール見直しの結果こちらは中止とさせていただきます。

そして、次回が来月です。第4回協働支援会議ということで5月18日火曜日、午後2時からを予定しております。こちらは状況にもよりますけれども、オンライン開催というのも視野に考えて検討しております。こちらの議題としましては、皆様から評価していただいたものを取りまとめて、一次の評価という形でこちらからその結果について皆様にご提示させていただき、その後民間提案制度について、行政管理課のほうから現時点でご説明できる内容をお話しさせていただきたいと思っております。

また、開催通知を改めて送らせていただきますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

藤井座長 どうも今日は長時間にわたって会議にご参加いただきましてどうもありがとうございました。活発な議論ができて大変よかったですと思います。

それでは、書類評価のほうを、これからちょっとお時間をいただくことになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 お願いします。

藤井座長 それでは、これで、協働支援会議を終了させていただきます。

— 了 —